

事業主の皆様へ

新型コロナウイルス感染症にかかる各種助成金のご案内

厚生労働省は新型コロナウイルス感染症の影響を受ける全ての労働者が安心して働くことができるように、幅広い支援をおこなっております。

詳細については、厚生労働省、愛知労働局等へお問い合わせください。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置



＜対象者＞

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）

＜助成率＞

助成率：4/5（中小企業）、2/3（大企業）

解雇等を行わない場合は10/10（中小企業）、3/4（大企業）

※8,330円（特例措置：令和2年4月1日から9月30日までは15,000円）

を日額上限とする

2. 働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）



＜対象者＞

新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規で導入する中小企業事業主（試行的に導入している中小事業主も含む）

＜支給額＞

補助率：1/2

1企業当たりの上限額：100万円

3. 働き方改革推進支援助成金（職場意識改善特例コース）



＜対象者＞

新型コロナウイルス感染症対策として労働者が利用できる特別休暇の規定を整備し取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主

＜支給額＞

補助率：3/4

1 企業当たりの上限額：50 万円

4. 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

＜対象者＞

以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などをした小学校などに通う子ども
- ② 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども

＜助成内容＞

有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10

※8,330 円（令和 2 年 4 月 1 日以降に取得した休暇については 15,000 円）を
日額上限とする

5. 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金

＜対象者＞

小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者

＜支援内容＞

- 令和 2 年 2 月 27 日から 3 月 31 日までの間において
就業できなかった日について、1 日当たり 4,100 円（定額）
- 令和 2 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの間において
就業できなかった日について、1 日当たり 7,500 円（定額）